

使用済自動車の再資源化等に関する法律の改正に関する意見

平成 17 年より使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）が施行され、使用済となった自動車の適切なリサイクルが行われるとともに、放置自動車の発生が抑制されるものと期待してきたところである。

しかし、放置自動車进行处理する場合、自動車リサイクル法による「不法投棄対策支援事業」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）による支障の除去等の措置を講じ撤去した放置自動車を対象要件としていることから、これまで大規模な不法投棄案件 2 件にしか活用されておらず、単発で発生する放置自動車の処理を迅速かつ円滑に行うためには、同制度は有効に機能していないのが現実である。

一方、「路上放棄車処理協力会」（以下、路放協）により実施されてきた、地方自治体が処理した放置自動車のリサイクル費用に対する寄付については、放置自動車の処理に大きな役割を果たしてきたところであり、その社会的貢献活動に対し敬意を表するものである。

現在、自動車リサイクル法施行後 4 年以上が経過し、ほとんどの自動車についてリサイクル料金の預託が完了しているとされているが、実態としては、放置自動車の 7 割程度が未預託車両となっている。

また、自動車リサイクル法施行後の放置自動車の発生については、減少はしているものの必ずしも根絶しておらず、今後とも放置自動車の発生と地方自治体によるその処理は確実に予想されるところである。

よって、国及び自動車関連業界におかれては、現在行われている自動車リサイクル法の改正作業にあたって、放置自動車をめぐる現況を十分勘案し、下記事項について、特段の配慮を講じられたい。

記

1. 自動車リサイクル法に基づく「不法投棄対策支援事業」については、廃棄物処理法による支障の除去等の措置を講じ撤去した放置自動車を対象要件としているが、この要件を撤廃し、地方自治体が撤去した放置自動車はすべて対象とすること。

2. 「1.」により地方自治体が撤去した放置自動車をすべて「不法投棄対策支援事業」の対象とするなど、地方自治体の負担に対する支援制度が確立し、一定の周知期間を経るまで路放協の寄付制度を継続されたいこと。
3. 放置自動車を迅速かつ円滑に処理できるようにするため、地方自治体が放置自動車を使用済自動車とみなすことができる制度及びその基準を明確に法律に位置づけること。
4. 放置自動車の所有者への責任追及がしやすい仕組み、放置・不法投棄された際も車両認識が容易な自動車の仕組みを構築すること。

平成 21 年 8 月 6 日

全 国 市 長 会